No.３

令和５年（６月）

第３回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第３３号	専決処分の承認を求めることについて （令和４年度熊谷市一般会計補正予算（第７号)）	財政課	1
第３４号	専決処分の承認を求めることについて （令和４年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号)）	財政課	5
第３５号	専決処分の承認を求めることについて （令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第１号)）	財政課	9
第３６号	専決処分の承認を求めることについて （令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第２号)）	財政課	１９
第３７号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市税条例の一部を改正する条例）	市民税課 資産税課	２８
第３８号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例）	資産税課	３２
第３９号	専決処分の承認を求めることについて （熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	保険年金課	３５
第４１号	熊谷市税条例の一部を改正する条例	市民税課 資産税課	３８
第４２号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例	資産税課	４７
第４３号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築審査課	４８
第４４号	熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例	予防課	５９
第４５号	工事請負契約の締結について （熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事）	教育総務課 （契約課）	６３
第４６号	財産の取得について （高規格救急自動車）	警防課 （契約課）	６４
第４７号	財産の取得について （消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型)）	消防総務課 （契約課）	６５
第４８号	財産の取得について （高度救命処置用資機材等）	警防課 （契約課）	６６
第４９号	市道路線の認定について	管理課	６７
第５０号	市道路線の廃止について	管理課	６９

議案第３３号

専決処分の承認を求めることについて

令和４年度熊谷市一般会計補正予算（第７号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和４年度熊谷市一般会計補正予算（第７号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和４年度熊谷市一般会計補正予算（第７号）

令和４年度熊谷市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条　繰越明許費の追加は、「第１表繰越明許費補正」による。

令和５年３月３１日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第１表　繰越明許費補正

（追加）

款	項	事　　業　　名	金　　額
３　民生費	１　社会福祉費	老人福祉センター管理運営経費	１９，８００千円
４　衛生費	１　保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	６０，０８４千円
	２　清掃費	塵芥収集業務経費	１０，７７４千円
８　土木費	２　道路橋りょう費	道路整備事業	６９，８００千円
		市道９０００７号線道路改良事業	８７，０００千円
		橋りょう整備事業	２４３，１３９千円
	３　河川費	排水機場維持管理経費	５３，７９０千円
		新星川改修事業	２３，５６０千円
	４　都市計画費	籠原駅南口線道路改良事業	４１，８５８千円
９　消防費	１　消防費	消防活動経費	１，３４４千円
１０　教育費	２　小学校費	小学校施設整備事業	１６，２７２千円
	３　中学校費	中学校施設整備事業	１６，２３３千円

議案第３４号

専決処分の承認を求めることについて

令和４年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和４年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和４年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

令和４年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

令和５年３月３１日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第１表　繰越明許費

款	項	事　　業　　名	金　　額
１　区画整理費	２　上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	１９２，２５５千円
	３　上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	１７１，６２２千円

議案第３５号

専決処分の承認を求めることについて

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年４月１日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第１号）

令和５年度熊谷市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，０１２，６００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７０，９１２，６００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和５年４月１日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金		11,438,025	1,012,600	12,450,625
	1　国庫負担金	9,923,727	601,707	10,525,434
	2　国庫補助金	1,478,629	410,893	1,889,522
歳　　入　　合　　計		69,900,000	1,012,600	70,912,600

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		5,892,719	1,012,600	6,905,319
	1 保健衛生費	2,616,006	1,012,600	3,628,606
歳　　出　　合　　計		69,900,000	1,012,600	70,912,600

1　総　括

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳　　入）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	11,438,025	1,012,600	12,450,625
歳　　入　　合　　計	69,900,000	1,012,600	70,912,600

総　括

（歳　　出）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4　衛生費	5,892,719	1,012,600	6,905,319	1,012,600	0	0	0
歳出合計	69,900,000	1,012,600	70,912,600	1,012,600	0	0	0

総　括

2　歳　入

第 15款 国庫支出金　　1,012,600

第　1項 国庫負担金　　601,707　　単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 衛生費国庫負担金	5,360	601,707	607,067	1 保健衛生費負担金	601,707	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金　（負担率　10/10） 601,707
計	9,923,727	601,707	10,525,434			

第　2項 国庫補助金　　410,893　　単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
3 衛生費国庫補助金	29,540	410,893	440,433	1 保健衛生費補助金	410,893	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金　（補助率　10/10） 410,893
計	1,478,629	410,893	1,889,522			

3　歳　出

第　4款 衛生費　　1,012,600

第　1項 保健衛生費　　1,012,600

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
2 予防費	868,145	1,012,600	1,880,745	1,012,600	0	0	0	○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業	3 職員手当等	時間外勤務手当	24,850
									7 報償費	報償金	125
										謝金	88,478
									10 需用費	消耗品費	3,280
										印刷費	5,000
										燃料費	25
										自動車燃料費	144
										医薬材料等購入費	236
									11 役務費	郵便料	20,900
										情報通信費	450
										傷害保険料	360
									12 委託料	委託料	849,500
										プログラム作成委託料	2,420
									13 使用料及び賃借料	使用料	16
										借上料	12,400
										事務機器借上料	230
										情報機器借上料	3,946
									17 備品購入費	器具購入費	240

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
計	2,616,006	1,012,600	3,628,606	1,012,600	0	0	0			

議案第３６号

専決処分の承認を求めることについて

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年４月２８日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和５年度熊谷市一般会計補正予算（第２号）

令和５年度熊谷市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３２，８２５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７１，１４５，４２５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和５年４月２８日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,450,625	232,825	12,683,450
	2 国庫補助金	1,889,522	232,825	2,122,347
歳入合計		70,912,600	232,825	71,145,425

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		30,861,869	232,825	31,094,694
	2 児童福祉費	12,165,496	232,825	12,398,321
歳出合計		70,912,600	232,825	71,145,425

1　総　括

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳　　入）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	12,450,625	232,825	12,683,450
歳　　入　　合　　計	70,912,600	232,825	71,145,425

総　括

（歳　　出）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3　民生費	30,861,869	232,825	31,094,694	232,825	0	0	0
歳出合計	70,912,600	232,825	71,145,425	232,825	0	0	0

総　括

2　歳　入

第 15款 国庫支出金　　232,825

第　2項 国庫補助金　　232,825

単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 民生費国庫補助金	896,824	232,825	1,129,649	2 児童福祉費補助金	232,825	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（補助率　10/10） 232,825
計	1,889,522	232,825	2,122,347			

3　歳　出

第　3款 民生費　　232,825

第　2項 児童福祉費　　232,825

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	4,568,204	232,825	4,801,029	232,825	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬　573
									8 旅費	費用弁償　12
								○ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	3 職員手当等	時間外勤務手当　441
									10 需用費	消耗品費　70
										印刷費　130
									11 役務費	郵便料　600
										手数料　504
									12 委託料	プログラム作成委託料　1,595
									18 負担金、補助及び交付金	子育て世帯生活支援特別給付金　228,900
計	12,165,496	232,825	12,398,321	232,825	0	0	0			

議案第３７号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

附則第１０条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

附則第１０条の２の表中「附則第１５条第１５項本文」を「附則第１５条第１４項本文」に、「附則第１５条第１５項ただし書」を「附則第１５条第１４項ただし書」に、「附則第１５条第２２項」を「附則第１５条第２１項」に、「附則第１５条第２３項第１号」を「附則第１５条第２２項第１号」に、「附則第１５条第２３項第２号」を「附則第１５条第２２項第２号」に、「附則第１５条第２３項第３号」を「附則第１５条第２２項第３号」に、「附則第１５条第２４項第１号」を「附則第１５条第２３項第１号」に、「附則第１５条第２４項第２号」を「附則第１５条第２３項第２号」に、「附則第１５条第２６項第１号イ」を「附則第１５条第２５項第１号イ」に、「附則第１５条第２６項第１号ロ」を「附則第１５条第２５項第１号ロ」に、「附則第１５条第２６項第１号ハ」を「附則第１５条第２５項第１号ハ」に、「附則第１５条第２６項第１号ニ」を「附則第１５条第２５項第１号ニ」に、「附則第１５条第２６項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第２号イ」に、「附則第１５条第２６項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第２号ロ」に、「附則第１５条第２６項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第２号ハ」に、「附則第１５条第２６項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に、「附則第１５条第２６項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に、「附則第１５条第２６項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に、「附則第１５条第２９項」を「附則第１５条第２８項」に、「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に、「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」

に、「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３８項」に、「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に、「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同表法附則第６４条の項を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　改正後の熊谷市税条例附則第１０条の規定は、令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１条第４号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第６４条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第３８号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成１７年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第７項の見出し中「附則第１５条第１５項本文」を「附則第１５条第１４項本文」に改め、同項の表中「附則第１５条第１５項本文」を「附則第１５条第１４項本文」に、「附則第１５条第１５項ただし書」を「附則第１５条第１４項ただし書」に、「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に、「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に、「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３８項」に、「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改める。

附則第２１項中「第１０項、第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項」を「第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３５項まで、第３８項、第３９項若しくは第４３項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和４年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第３９号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年３月３１日

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項第２号中「２８万５，０００円」を「２９万円」に改め、同項第３号中「５２万円」を「５３万５，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２２条の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第４１号

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第３４条の９第２項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第３１４条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第３６条の３の２第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「第１項及び前項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出することができる。

第３８条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の１項

を加える。

３　森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第４１条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に改める。

第４４条第１項中「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。)」を加える。

第４６条中「第５号の１５様式」の次に「若しくは第５号の１５の２様式」を加える。

第４７条第２項中「第１７条の２の規定」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第４７条の２第１項中「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第４７条の５において同じ。)」を加える。

第４７条の６第２項中「第１７条の２の規定」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第４８条第１項及び第５項並びに第５０条第１項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加える。

第８２条第１号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転

車」を加える。

第９８条第１項及び第５項並びに第１０１条第１項中「第３４号の２の５様式」の次に「又は第３４号の２の５の２様式」を加える。

附則第８条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第１０条の２の表に次のように加える。

法附則第１５条の９の３第１項	３分の１

附則第１０条の３第１３項を第１４項とし、同条第１２項中「附則第７条第１３項」を「附則第７条第１７項」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１１項の次に次の１項を加える。

１２　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

⑵　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

⑶　家屋の建築年月日及び登記年月日

⑷　当該工事が完了した年月日

⑸　当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第１０条の４第２項中「令和３年度分及び令和４年度分」を「令和５年度分及び令和６年度分」に改める。

附則第１０条の５第２項中「令和３年度分及び令和４年度分」を「令和５年度分及び令和６年度分」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（令和２年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第１０条の６　法附則第１６条の４第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第３号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第１２条の６第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係

⑵　法附則第１６条の４第１項に規定する被災住宅用地の上に令和２年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

⑶　当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の４第１項の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

⑷　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

２　法附則第１６条の４第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和５年度分及び令和６年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。

３　法附則第１６条の４第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第４

号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

⑴　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

⑵　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

⑶　特定被災共用土地に係る法附則第１６条の４第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

⑷　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

⑸　法附則第１６条の４第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４　法附則第１６条の４第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「附則第１６条の４第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」とあるのは「附則第１６条の４第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた同条第６項に規定する特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第１５条の２の２を削る。

附則第１５条の３第４項中「１００分の１０」を「１００分の３５」

に改める。

附則第１５条の７第３項を削る。

附則第１６条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項から第６項までを削り、同条第７項中「附則第３０条第７項」を「附則第３０条第３項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年４月１日から令和５年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア㈠中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア㈡ａ中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年４月１日から令和５年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア㈠中「３，９００円」とあるのは「３，

０００円」と、同号ア㈣ａ中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第３項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第８２条第１号エの改正規定及び附則第４条第１項の規定（この条例による改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）附則第１６条の２第３項に係る部分を除く。）　令和５年７月１日

⑵　第３４条の９第２項並びに第３８条の見出し及び同条に１項を加える改正規定並びに第４１条、第４４条第１項、第４７条第２項、第４７条の２第１項及び第４７条の６第２項の改正規定並びに附則第１５条の３第４項及び第１６条の２第３項の改正規定並びに次条第１項並びに附則第４条第１項（新条例附則第１６条の２第３項に係る部分に限る。）及び第３項の規定　令和６年１月１日

⑶　第３６条の３の２の改正規定及び次条第２項の規定　令和７年１月１日

（個人の市民税に関する経過措置）

第２条　前条第２号に掲げる規定による改正後の熊谷市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税について

は、なお従前の例による。

２　新条例第３６条の３の２第２項の規定は、令和７年１月１日以後に支払を受けるべき熊谷市税条例第３６条の３の２第１項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例第８２条第１号エ及び附則第１６条の２第３項の規定は､令和６年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和５年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

２　令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に取得された改正前の熊谷市税条例附則第１５条の２の２及び第１５条の７第３項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　新条例附則第１５条の３第４項の規定は、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

４　新条例附則第１６条の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種

別割については、なお従前の例による。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方税法」等の一部改正に伴い、軽自動車税の税率の特例に係る適用期間の延長を行うとともに、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンションに係る固定資産税の減額の割合等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第４２号

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成１７年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

附則第２１項中「若しくは第４３項」を「、第４３項若しくは第４６項」に改める。

附　則

この条例は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第１８号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、課税標準の特例に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第４３号

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）の一部を次のように改正する。

別表第４８号の１５の次に次の１号を加える。

４８の１５の２	建築物の容積率の特例認定の申請に対する審査	２７，０００円

別表第４８号の２０中「第５５条第３項各号」を「第５５条第３項又は第４項各号」に改める。

別表第５５号の１６手数料の額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算した額

ア　低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

⑴　一戸建ての住宅　５，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２３，０００円

ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　５２，０００円

ⅳ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９４，

０００円

⑶　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１１，０００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１９，０００円

ⅲ　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３１，０００円

ⅳ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円

ⅴ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１４９，０００円

ⅵ　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　１８８，０００円

ⅶ　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２３５，０００円

イ　ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準等省令」という。）第１０条第２号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　４０，０００円

ⅱ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　４４，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　８０，０００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１３５，０００円

ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２３０，０００円

ⅳ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　３３０，０００円

ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円

ⅱ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　３８，０００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６６，０００円

ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１２１，０００円

ⅳ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１８３，

０００円

エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第１号イ⑴及びロ⑴に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　２６７，０００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　３３４，０００円

⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　４３２，０００円

⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６１６，０００円

⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７５９，０００円

⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　８９８，０００円

⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１，０２４，０００円

オ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１０２，０００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１３０，０００円

⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１７１，０００円

⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２７７，０００円

⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３６２，０００円

⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４３５，０００円

⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１０，０００円

別表第５５号の１７中「ア又はイ」を削る。

別表第５５号の１８手数料の額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算した額

ア　変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

⑴　一戸建ての住宅　２，５００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１１，５００円

ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　２６，０００円

ⅳ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　４７，０００円

⑶　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分　次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める額

(i)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５，５００円

(ii)　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　９，５００円

(iii)　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　１５，５００円

(iv)　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　４７，０００円

(v)　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　７４，５００円

(vi)　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　９４，０００円

(vii)　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　１１７，５００円

イ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1)　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i)　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円

(ii)　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円

(2)　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i)　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　４０，０００円

(ii) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６７，５００円

(iii) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１１５，０００円

(iv) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１６５，０００円

ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１０，０００円

(ii) 床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１１，０００円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１９，０００円

(ii) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３３，０００円

(iii) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６０，５００円

(iv) 床面積の合計が5,０００平方メートル以上のとき　９１，５００円

エ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第１号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１３３，５００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　１６７，０００円

⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　２１６，０００円

⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　３０８，０００円

⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　３７９，５００円

⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　４４９，０００円

⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　５１２，０００円

オ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑴　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　５１，０００円

⑵　床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のとき　６５，０００円

⑶　床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　８５，５００円

⑷　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１３８，５００円

⑸　床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のとき　１８１，０００円

⑹　床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のとき　２１７，５００円

⑺　床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のとき　２５５，０００円

別表第５５号の１９中「ア又はイの」を削る。

別表第５５号の２２ア⑵ⅰ中「第５５号の２６ア⑵及びイ⑵」を「第５５号の２６ア⑵、イ⑵及びウ⑵」に改め、同号イ中「第１０条第２号イ及びロ」を「第１０条第２号イ⑴及びロ⑴」に改め、同号エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　２０，０００円

ⅱ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　２２，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　３８，０００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　６６，０００円

ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　１２１，０００円

ⅳ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　１８３，０００円

別表第５５号の２４イ中「第１０条第２号イ及びロ」を「第１０条

第２号イ⑴及びロ⑴」に改め、同号エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　ア以外の場合で、基準等省令第１０条第２号イ⑵及びロ⑵に定める基準に適合するもの

⑴　一戸建ての住宅　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が２００平方メートル未満のとき　１０，０００円

ⅱ　床面積の合計が２００平方メートル以上のとき　１１，０００円

⑵　住宅用途を含む建築物の住宅部分　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ　床面積の合計が３００平方メートル未満のとき　１９，０００円

ⅱ　床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のとき　３３，０００円

ⅲ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のとき　６０，５００円

ⅳ　床面積の合計が５，０００平方メートル以上のとき　９１，５００円

第５５号の２６ウ⑵ⅰ中「（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。ⅱからⅳまでにおいて同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和４年条例第３２号）附則第２項又は第３項の規定の適用を受ける場合の手数料

については、改正後の熊谷市手数料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「建築基準法」等の一部改正に伴い、建築物の容積率の特例認定の申請に係る審査手数料を新たに徴収等したいので、この案を提出するものであります。

議案第４４号

熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例

熊谷市火災予防条例（平成１８年条例第１８４号）の一部を次のように改正する。

第１１条の２第１項中「自動車等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第１０号に規定する原動機付自転車をいう。第１２号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力２００キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第１号及び第２号を次のように改める。

⑴　急速充電設備（全出力５０キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア　不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ　分離型のものにあっては、充電ポスト

⑵　その筐（きょう）体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第１１条の２第１項第６号中「急速充電設備」を「コネクター」に

改め、同項第７号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第１１号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第１２号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第１３号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。)」を削り、同項第１６号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第１８号を第１９号とし、第１７号を第１８号とし、第１６号の次に次の１号を加える。

⑰　急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第１６条第１項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第２３条第３項を削り、同条第４項第２号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第７に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第３３条第２項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

４　第２項又は前項第２号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第７０１０号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第７００１号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとしなければならない。

第２３条第５項中「前項第２号」を「第３項第２号」に改める。

別表中「別表第６」を「別表第７」に改め、別表第７を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１１条の２第１項の改正規定及び次項の規定は、令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１１条の２第１項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の同項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

３　改正後の第２３条第３項第２号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成３０年法律第７８号）附則第３条第１項の規定により読み替えて適用される健康増進法第３３条第２項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

４　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第２３条第２項又は第３項第２号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、改正後の同条第４項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取

扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を追加するとともに、喫煙等に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第４５号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事

２　場　　所　熊谷市大原三丁目４番１号

３　概　　要　⑴　建具改修工事
⑵　内装改修工事
⑶　塗装改修工事
⑷　その他

４　契約金額　２４２，０００，０００円

５　契約の相手方　熊谷市石原１１９４番地
大和建設株式会社
代表取締役　小　川　善　司

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第４６号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　高規格救急自動車の配備

２　品目及び数量　　高規格救急自動車　２台

３　取得価格　　３４，２１８，８００円

４　契約の相手方　　熊谷市佐谷田２０８９番地１

埼玉日産自動車株式会社　熊谷店

課長代理　小　林　　博

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

高規格救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４７号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　消防ポンプ自動車の配備

２　品目及び数量　　消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型）　３台

３　取得価格　　６５，５０５，０００円

４　契約の相手方　　東京都港区芝五丁目３６番７号　三田ベルジュビル１９階
株式会社　モリタ　東京支店
支店長　山　北　忠　司

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

消防ポンプ自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４８号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

１　目　　的　　高規格救急自動車の配備

２　品目及び数量　　高度救命処置用資機材等　２組

３　取得価格　　３６，３００，０００円

４　契約の相手方　　さいたま市北区東大成町二丁目６３７番地１

日本船舶薬品株式会社　関東営業所

所長　飯　沼　誠　一

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

高規格救急自動車に搭載する高度救命処置用資機材等を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第４９号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道　50881　号線	肥塚字鼠塚耕地１２０８番５地先	
		肥塚字鼠塚耕地１２０８番２２地先	
2	市道　60617　号線	平戸字門前１７０３番４地先	
		平戸字門前１７０３番８地先	

議案第５０号

市道路線の廃止について

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道 江南4139 号線	千代字南方４６９番３地先	
		千代字南方４６８番１地先	